

平 成 26 年

南 三 陸 町 議 会 會 議 録

第 8 回臨時会 8 月 8 日 開 会
 8 月 8 日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 26 年 8 月 8 日（金曜日）

第 8 回南三陸町議会臨時会会議録

平成26年第8回南三陸町議会臨時会会議録第1号

平成26年8月8日（金曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁 君
副	町	長	遠藤 健治 君

総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
町民税務課長	佐藤和則君
保健福祉課長	最知明広君
環境対策課長	小山雅彦君
産業振興課長	高橋一清君
産業振興課参事 (農林行政担当)	阿部明広君
建設課長	三浦孝君
建設課技術参事 (魚集事業担当)	宮里憲一君
危機管理課長	佐藤孝志君
復興事業推進課長	及川明君
復興用地課長	仲村孝二君
復興市街地整備課長	沼澤広信君
上下水道事業所長	羽生芳文君
総合支所長兼 地域生活課長	佐藤広志君
公立志津川病院 事務長	佐々木三郎君
総務課長補佐	三浦浩君
総務課財政係長	佐々木一之君

教育委員会部局

教育長	佐藤達朗君
教育総務課長	佐藤通君
生涯学習課長	及川庄弥君

事務局職員出席者

事務局長	芳賀俊幸
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	三浦勝美

平成26年8月8日（金曜日）

午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 行政報告
 - 第 5 議案第91号 工事請負契約の締結について
 - 第 6 議案第92号 工事請負契約の締結について
 - 第 7 議案第93号 工事請負変更契約の締結について
 - 第 8 議案第94号 工事請負変更契約の締結について
 - 第 9 議案第95号 工事請負変更契約の締結について
 - 第10 議案第96号 工事請負変更契約の締結について
 - 第11 議案第97号 平成26年度南三陸町一般会計補正予算（第3号）
 - 第12 発議第 3号 「女川原子力発電所の安全性に関する検討委員会」の設置を求める
意見書の提出について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで

午前10時00分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

きょうは幾分過ごしやすいようですが、連日猛暑が続いております。体調管理はしっかり行っていただきたいと思います。本日の臨時会、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年第8回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、15番山内孝樹君、1番後藤伸太郎君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（星 喜美男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成26年第8回臨時会を招集をいたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席を賜り、感謝を申し上げます。

平成26年第7回臨時会以降の行政活動の主なものについて、ご報告を申し上げます。

初めに、南三陸町災害公営住宅整備事業名足・入谷復興住宅竣工式典についてご報告申し上げます。

去る2日、歌津字北の沢地区に整備いたしました町営名足復興住宅において防衛大臣、宮城復興局長を初めとする関係機関の多くの方々のご出席を賜り、南三陸町災害復興整備事業名足・入谷復興住宅竣工式典を執り行いました。本町営住宅の竣工は災害公営住宅整備事業として第1号となるものであり、住まいの再建として復興まちづくりの柱の1つに位置づけ、その整備に取り組んできたものであります。

竣工した住宅施設の概要としましては町営名足復興住宅は集合住宅2棟28戸、戸建て住宅5棟5戸の合計33戸、また町営エリア復興住宅は集合住宅2棟42戸、戸建て住宅9棟9戸の合計51戸で、いずれも集会所等附属施設がございます。町民の皆様の入居につきましては1日の管理開始以降行われているところであります。

災害公営住宅整備につきましては名足地区、入谷地区を皮切りに年度内に柞沢地区、来年度は伊里前地区、戸倉地区と順次進めていく予定であります。入居予定の皆様にはいましばらくごさい不便をおかけしますが、今後も安心して住み続けられる住まいの実現のため復興まちづくりを進めてまいる所存でありますので、引き続き議員各位の特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、復興まちづくり会社の設立についてご説明いたします。

先般、隈研吾氏による志津川市街地グランドデザインが報告され、町としてこの具現化を図ることを新しい市街地整備の重要なテーマとして位置づけたところであります。防潮堤、河川堤及び道路や土地のかさ上げなどハード的な整備は自治体が多く役割を担っていますが、グランドデザインの具現化による市街地の再生及び経済の再生はそのほとんどが民間の事業領域となります。しかし、現実的には民間事業者の力だけに頼ることは相当厳しいと予想され、一方で民間の事業調整や開発まで率先していくこともまた非常に困難であります。町としては民間のスムーズな事業展開が図られるよう、一定程度の関わりを持ちながら支援をすることが必要であると考えております。

今後においては膨大な民間の事業の発生が想定され、利害関係の調整を含めた開発事業を専

門的に担う母体を組織し、当町の復興関連事業を早期に軌道に乗せることが重要な課題となります。町としては官民連携による効率的で確実な事業の実現を目指すため、第3セクター方式による復興まちづくり会社を設立することが必要であるとの考えのもと、今補正予算に復興まちづくり会社設立に係る調査準備費を計上しております。

なお、復興まちづくり会社設立に際しての団体の体制及び今後のスケジュール等につきましてこの後担当課長から説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） おはようございます。

それでは、ただいま町長が申し上げました行政報告の後段のまちづくり会社の体制、それから今後の予定につきまして参考資料をつけてございますので、その資料の項目に沿って説明をさせていただきます。

1番目の趣旨でございますけれども、町の復興関連を早期に軌道に乗せると、今後は産業振興、それから地域活性化を図るという観点で行政と民間の間に立ち市街地整備をはじめとするまちづくり事業を支援する新たな体制を整備するということでございます。

2番の現状と課題につきましては、ただいま町長が朗読をした内容でございます。今後、上物をつくる事業あるいは経済の再生がほとんど民間の事業領域となることございまして、現在の行政の体制でこのままこれを携わっていくというのは困難であるということでございます。

一方、現実的には民間事業者の力だけで商業活動を中心とした民間の再生が再開させるということも非常にまた厳しいということから、一定程度行政も関わりを持ちながら進みたいということでございます。

3番目の具体化のための主な取り組みということございまして、中段、震災復興の現在、ある意味これは非常時ということございまして、今後時間の経過とともにさまざまな建設コストが上昇し、復興期間があと1年半ということで、その終期も迫っております。今後は、人も人材も波が引くようにどんどんいなくなってしまうということございまして、民間事業の推進については速やかな行動を起こさなければならないと感じているところであります。

主な取り組みとして、大きく4つほどここに記載をさせていただきました。

1つは新たな復興予算となる受け皿をつくらなければならないのではないかとこのところで

ございます。

繰り返しますが、これからは官から民の予算に集中をしてくる時代になりますので、そうした民間市場向けの予算を獲得できる、そして有効に執行できる受け皿をつくるべきではないかというところでございます。

(2)として、自主事業の創設ということでございますが、まちづくり会社としてイメージしているのが各種民間事業の支援というだけではなくて、自らも収益事業を何か立ち上げられるような、そういう構想が立てられないかということの問いかけでございます。

3つ目としましては、民間事業を推進する、そのことでございます。

(4)としまして、外部の市場の開拓と、専門家や必要となる人材を投入すると、ここが一番の今の町の問題でありまして、内外から広く人材を集めまして結果として新たな産業おこしにつながったり、あわよくば新しい町民として定住をしていただきながら地元の産業再生に関わっていけるような、そういう人材確保の部分についてこの会社で一定の役割を担っていただけないかということでございます。

4つ目は会社の概要の案ということでございますが、ここに記載のとおり第3セクター方式を考えております。民間事業の推進と公共性もあわせ持つ組織がいいのではないかとということでございます。人員の体制につきましては、そちらこちらまちづくり会社というのはたくさんあるんだそうです。通常のそういったまち会社と同じような形態になると思われませんが、具体的な取締役ですとか社員の人数とか、そういった部分につきましては今後この町でどのような事業活動が必要なのかということも含めて、その事業をやるためにどういう人的体制が必要なのかということをあわせて会社設立の調査の中で検討していただくという方向でございます。

5番目として、主な業務の案ということで、具体的にここには書いてありますが、大きく分けまして1つは企画部門、それから公共の業務のサポート部門、そして一番大きな比重を持つと思われる産業振興部門、それからまちづくりということで隈教授のグランドデザインに沿った市街地再生というところでございます。最後に人材育成などを含めたその他の業務と分かれてございます。

下に簡単なフローチャートが載っております。まちづくり会社、真ん中に据え置いてございますが、まず町と例えば今回グランドデザインをお願いした隈事務所さんと連携をとりながらこの町の新たな事業推進を計画つくっていくわけですけれども、その中に左側に店舗というところで丸が書いてありますが、例えば何人かの土地の所有者の方がこういう土地の使

い方をしたいとまとまったケースがあったとして、そこをこのまちづくり会社に相談をして使える国の補助制度がないかどうか、あるいは申請の書類、非常に膨大な資料になりますので、そういった申請業務を代行していただくとか、場合によっては今建設の環境が非常に厳しい状況ですから、こういった個人の方にかわって建設も代行して請け負うという工事の支援をこういうスキームでもってやっていくという1つの方法の事例でございます。

最後にスケジュールでございますけれども、8月中に、きょう初めて議会の皆様方にご説明をということで、調査に必要な関連予算を説明をしながらあわせて町内各種関係団体への周知。それから参加する企業も当然必要になってまいりますので、その企業の洗い出しあるいは趣旨の説明、協力要請という諸活動が予定されております。

8月中には、できれば粗々でもいいので事業の計画を立てまして、9月には会社設立に当たる出資金の額を決めまして議会にご説明をしたい。あわせてこの1カ月間で煮詰まった会社の詳細計画の部分についてもざっとご説明をさせていただきたいということでございます。

お認めをいただいた後には、発起人を立ち上げて最終的な10月ないし11月ごろの法人登記の設立までに必要な事務をあわせて行っていくという内容でございます。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。町長の行政報告に対し、伺いたいことがあれば休憩間に伺ってください。

午前10時15分 休憩

午前10時57分 開議

○議長（星 喜美男君） ないようでありますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 1ページの上段であります。株式会社菅慶南三陸営業所というところが落札しております。初めて聞く文言といたしますか、名称の会社ですので、どこに本店を置く会社なのか、そして南三陸営業所というのはいつごろ設置したのかですね。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（羽生芳文君） 菅慶の場所でございますが、本店は登米市南方町にございます。南三陸営業所につきましては、主にさんさん商店街の近くに営業所をつくってございます。営業所を設立した時期は7月だったかと記憶してございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 登米市の南方なんですね、本社といたしますか、本店。7月に今年の7月
でしょうから、入札が7月17日なんですね。7月以前にももちろん設置したんでしょう。そう
でなければなかなかね。そのために聞いているんです。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（羽生芳文君） 大変失礼しました。

5月、大変、私の記憶違いで失礼しましたけれども、5月ころだったと記憶しておりますが
……。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩いたします。

暫時休憩しますので、再開は11時15分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（羽生芳文君） おわびして訂正させていただきたいと思います。

先ほど6月ころという話をしましたが、菅慶が南三陸営業所を構えましたのは4月1日でご
ざいます。訂正させていただきます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますの
で、以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

以上で行政報告を終わります。

日程第5 議案第91号 工事請負契約の締結について

日程第6 議案第92号 工事請負契約の締結について

日程第7 議案第93号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第91号工事請負契約の締結について、日程第6、議案
第92号工事請負契約の締結について、日程第7、議案第93号工事請負契約の締結について。

お諮りいたします。以上本3案は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これ
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本3案は一括議題とすることに決定

いたしました。

なお、討論、採決は一案ごとに行います。

職員に本3案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました、議案第91号から議案第93号までの3議案、工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本3案は、南三陸町役場、入谷小学校及び歌津総合支所など合計10カ所の施設に整備する太陽光発電設備及び蓄電池設置工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） それでは、関連がございます議案第91号から93号の細部説明をさせていただきます。

これは県の再生可能エネルギー事業導入に関するものでございます。

平成23年に、環境省が再生可能エネルギー等の地域資源を活用し、災害に強いエネルギーシステムを利用したエコタウンづくりを目指すための創設したグリーンニューディール基金を活用したものでございます。

県は、災害などの際に地域の防災拠点となります県市町村庁舎あるいは学校や公民館などの避難所となるような公共施設等の再生エネルギー施設や蓄電池などの導入を進めているところでございます。それを受けまして、町では本年度町庁舎役場、歌津総合支所など合計で10カ所の施設に太陽光発電設備及び蓄電池の設置を予定してございます。

本議案につきましては、これらの設置工事に関連するものでございます。

まず、議案第91号関連でございます。

契約の目的は南三陸町役場ほか太陽光発電設備及び蓄電池設置工事でございます。

契約の金額は7,290万円で亀井電気株式会社を契約の相手として契約するものでございます。

工事の概要としましては、議案参考資料5ページをごらんください。

設置工事場所としましては役場庁舎とスポーツ交流村、いわゆるベイサイドアリーナの2カ所になってございます。町役場庁舎では太陽光発電設備20キロワット及び蓄電池22キロワットの設置工事となっております。スポーツ交流村におきましては太陽光発電設備10キロワット及び蓄電池11キロワットの設置工事となっております。

そのほか、入札の状況、結果につきましては記載のとおりでございます。

工事期間としましては平成26年7月25日から平成27年1月31日となっております。この工期につきましてはほかの工事期間についても同じでございます。

設置場所につきましては資料6ページ、7ページにそれぞれ工事の設置場所を記載しております。役場庁舎におきましては、現在の仮庁舎とその下にありますテニスコートの間に斜面がございますけれども、その場所に設置する予定でございまして、スポーツ交流村におきましては南側の屋根に設置する予定でございます。

続きまして、議案第92号でございます。

契約目的は入谷小学校ほか3施設の太陽光発電設備及び蓄電池設置工事でございます。

契約金額は4,530万6,000円で株式会社ナリサワ電気を契約の相手として契約するものでございます。

工事の概要につきましては、参考資料9ページをごらんいただきたいと思います。

設置場所としては、入谷小学校、志津川小学校、志津川中学校及び神割観光プラザの4カ所でございます。それぞれ太陽光発電設備5キロワット及び蓄電池5.5キロワットの設置工事となっております。

入札の状況、結果につきましては記載のとおりでございます。

設置場所につきましては、10ページから13ページまで図面にて記載していただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。いずれも施設の屋上に設置する予定でございます。

引き続きまして、議案第93号関連についてでございます。

契約の目的は歌津総合支所ほか3施設の太陽光発電設備及び蓄電池設置工事でございます。

契約の金額は8,640万円で村上電業株式会社を契約の相手として契約するものでございます。

工事概要としましては、参考資料15ページをごらんください。

設置場所は歌津総合支所、平成の森、歌津中学校及び名足保育園の4カ所でございます。歌津総合支所につきましては太陽光発電設備10キロワット及び蓄電池22キロワットの設置工事となっております。平成の森につきましては太陽光発電設備10キロワット及び蓄電池11キロワットの設置工事でございます。歌津中学校及び名足保育園につきましては太陽光発電設備5

キロワット及び蓄電池5.5キロワットの設置工事となっております。

なお、歌津総合支所の蓄電池の容量が平成の森の倍となっておりますけれども、これは将来総合支所と保健センター及び公民館設備が合築される計画であることを見込んだものでございまして、将来太陽光パネルの増設に対応できるように蓄電池の容量を大きくしているものでございます。

入札の状況、結果につきましては記載のとおりでございます。

工事場所につきましては資料16ページに記載させていただいているとおりでございます。歌津総合支所につきましては、現在周囲に木が立っている状況にありまして採光に影響があるということで、設置する場所につきましては隣接する図書館の屋根に設置する予定としております。また、平成の森、歌津中学校及び名足保育園につきましては、いずれも施設の屋上に設置する予定でございます。

今後、新たに役場庁舎及び総合支所が建設される予定になってございますので、その際にはこの施設を移設する予定としております。

いずれの施設におきましても、これら機器の設置後に生み出される電力におきましては当該施設で活用するものでございまして、災害時には最低限必要な電力を供給する予定としてございます。

それから、今回10カ所の工事を3つに分けているということでございますが、この点について説明させていただきたいと思っております。

当該再生可能エネルギー等の導入補助金の事業につきましては、県内一斉に行われるというものでございますので、各自治体の事業実施のスケジュールからいたしますとどうしても入札時期が重なってしまうということで、事業者の確保をまず優先させたいということがございます。

1つにまとめますと当初の予算ベースで2億3,000万円という金額がありまして、非常に大きくなってまいりますので、地元企業の参加が非常に難しくなるということと、逆に細かく分け過ぎますと1つの事業の規模が小さくなってまいまして入札の不調が予想されるということ。それから複数の技術管理者を確保しなければならないという経費面の負担がかかることを避けるために、今回は地理的に近いような施設あるいは学校など同様の施設を組み合わせることで3つに区分したところでございます。

なお、平成27年度につきましては南三陸病院、戸倉小学校、戸倉保育所、伊里前小学校の4カ所に同じように太陽光設備などを設置する予定でございます。

その他町内にあります公共施設につきまして、入谷公民館、伊里前小学校、名足小学校につきましても検討させていただきました。入谷公民館につきましては、さきの震災におきまして物資の受け入れ供給基地となり、また避難住民の方々の受け入れ等にも活躍した施設でございました。

しかしながら、当該事業を行うに当たりましては昭和56年5月30日以前の建築確認を得て建築された建物のうち、耐震診断の結果耐震性を有すると診断された建物以外のものは設置できないということになっておりまして、入谷公民館につきましては建築が昭和54年ということでございまして今のところは耐震性に関する診断がまだ出ていないということから、設置を見送ることといたしております。ただ、入谷公民館につきましては今年度石油製品利用促進対策利用補助金ということで石油ガス災害バルク設備の導入を進めておりますので、非常時、災害時におきましてはこういったバルク貯槽の活用をすることにより対応させていただくということにしております。

また、当該事業は地域の防災拠点や災害時に地域住民の生活に必要な機能を維持することが必要な公共施設へ導入する補助金でございます。地域防災計画に指定されている避難所、避難場所の指定を受けている施設が対象となります。しかしながら、伊里前小学校及び名足小学校につきましてはそういった指定を受けていないという施設でございましたので、今般におきましては設置を見送ることとしてございます。

以上、議案91号から93号までの細部説明ということにさせていただきたいと思っております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。1 番後藤伸太郎君。

○1 番（後藤伸太郎君） それでは、幾つか質問させていただきます。

まず、確認しておきたいのは県の事業であるということが今説明の中でありました。当然、太陽光パネルもしくは蓄電池を設置するに当たっては予算が大変必要だと思います。その予算がこういった割合で誰が負担するのかということでご説明いただきたいなということがまず1点です。

それから、そもそもといいますか、太陽光パネルを置いて何の役に立つのということを伺っておきたいと思うんですが、今のご説明の中だと当該施設の中で利用することは売電はしないということだろうと思います。その確認と、災害時に最低限の施設が使えるようにするというご説明がありました。蓄電池の容量、22キロワットとか発電設備の容量20キ

ロワットとかいろいろありますけれども、専門的なことははっきり知識を持ち合わせていないんですけれども、具体的に何か災害が起こって停電してそこに例えば町内の方が避難するといったときに、どれくらいのことがカバーできるのかということはどうも少しわかりやすくご説明いただければなと思います。電気が使えるといっても、夜電灯が不自由ないくらいの明かりが確保できるというぐらいのものなのか、炊き出しをするときにそういう配膳の施設を利用できるというぐらいのものなのか。それではなくて本当に小さなコンセントが幾つか使えるという程度のものなのかということをお伺いしておきたいと思います。それが2点目です。

それから、3点目は学校施設の屋上に設置するという箇所が何か所かあると思うんですけれども、設計の段階である程度配慮は当然されていると思いますが、学校の子供たちも当然屋上に出たり屋上で何かの活動をするということもあり得るのかなと思います。その場合に安全性とか十分なスペースが確保できるのかということは、どの程度今の時点で考えているのかということはお伺いしておきたいなと思います。それが3点目でもう1点です。

この仮設の役場庁舎とスポーツ交流村にも太陽光パネルを設置するということですが、スポーツ交流村は別としても庁舎は一応仮設の建物であるという認識をしております。建物の屋上とかではなくて外、屋外に設置すると。そこから庁舎内に電源を引っ張るんだという、設計図ではちょっとわかりづらくて間違っていたら申し訳ないんですが、そういうことだろうと思います。庁舎が本設になって移転した場合に、そこに置いてある太陽光パネルは今後どのように活用していくのか。町で買い取ってくださいと、そこで新たに予算を計上してくださいということが今の時点から想定されるのであれば、それはいかななものかという思いもありますので、その4点でしょうか。確認をさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） まず1点目なんですけれども、これは国の、先ほども申し上げましたが、グリーンニューディールという基金がございまして、これが県でも基金をつくっております100%県でお金を出していただけるということでございます。

2点目でございます。この事業の目的といたしまして、災害時等によって電力会社から電力の供給が遮断された際に、そういった施設において最低限機能を維持することということが目的になってございます。ですので、通常施設で使用しているような電力の全量をエネルギーで賄うとか、そういうことは原則として認めていないものでございまして、例えば災害時に情報を得るためのテレビあるいは携帯電話、パソコン、コピー機、暖房、冷房設備、照明

など、そういった最低限のところの電力をそれぞれの施設で計算しまして割り出した電力数でございます。

3点目につきましては、当然のことながら学校の屋根に設置するというところで十分に安全性に江は配慮するというところでございます。

4点目、今、庁舎の外に設置するという予定でございますけれども、この太陽光設備あるいは蓄電池そのものは今回の事業で、お金で賄うということございまして、ただ移設するときのお金だけは町で持ち出しは必要ということでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 4点、細かくご説明いただきました。

1点目、一番最初、県の事業で、100%の補助で県の事業でやるんだと。県の事業に申し込むというか、県の事業に採択されるためにはこのタイミングで募集をして業者の選定をしないといけないんだということでしたけれども、先ほども3つに分けて入札したんだという説明がありました。

県の事業で設置していただくということは大変結構なことかなと思いますが、よくインシャルコストは出すけれども、ランニングコストは出さないよと、どこかで聞いたような話かなと思うんですが、ランニングコストの面ですね、今のところ試算がもしあれば、今後それを設置することによって、もちろん電気料が太陽光で発電した分が賄えるということであれば電気料が安くなるんでしょうし、それによって浮いたお金が施設の維持に回されるのかどうか、その辺の採算がとれる計算が立っているのかどうかということもあわせてお伺いしておきたいなと思います。

学校の屋上、当然支障がないようにということは今聞いて安心しました。もう1点追加で、志津川中学校に関してになってしまうと思うんですが、老朽化が進んでいて、学校の志津川中学校と志津川小学校もだと思うんですが、雨漏りがすると。補修が必要だよねというお話が以前あったかなと思います。工期のタイミング的に太陽光パネルを設置することでその工事に支障があったり遅れが生じたりするだとか、そういうことはないかということをお懸念いたしますので、その点もし説明いただければと思います。これは3点目でしょうか。

2点目、戻りますけれども、今お伺いした暖房等にも使えると。例えば、真冬に災害があって暖をとるものがないときに、それについても一定程度の電力が供給できるような施設を計算して整備するということですので、それについては一定程度安心をいたしました。

4点目ですね。庁舎の分に関しては移設する場合に関しては当然というか、町のほうで事業

費を面倒見なければいけないということですが、現時点では何ていうか、県でお金を出してくれるから設置して置いちゃおうと、置いておいてそれを使うと、何ていうか、誰も損をしないというか、事業の内容としては非常に賛同するところなんですけれども、導入したはいいけれども後々お荷物だよねというのは結構いろんなところでよく聞くお話かなと思います。そこもある程度最初の段階で目途はつけておかなければいけないんだらうと思います。具体的に設置したパネルをどこにどう最終的には持っていくおつもりなのかということはお伺いしておかなければいけないのかなと思いますので、そこをもう少し詳しくお願いしたいなと思います。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 最初のところ、ランニングコスト等はどうなのかというところでございますけれども、10施設ございますけれども、施設にもよるんですけれども1日当たりの消費電力の削減率としては数%のところから20%、50%というところの施設がございます。

利用電料としましては、非常に少ないと思われるんですけれども、年間として施設ごとで大体8万円から30万円程度軽減されるかなというところがございます。

志津川中学校、小学校の雨漏り等についても工事と支障がないようにというのは当然配慮されると。それから、町のほうで最終的に施設をどうしていくのかということとどこに置くのかということとございますけれども、当然のことながら長く設置しておいたところにおいてはそこに置いておいてメンテナンスをする必要が出てくればしていくという形になればと思います。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 私、別に太陽光に恨みがあるわけでもないんですけれども、先日の夏祭りで体調を崩したので太陽に恨みがあるかと言われればそれはまあちょっとある程度あるかなと思うんですけれども、政策的なことになっちゃうのかなと思うんですけれども、そもそも太陽光を置くということが、有事の際に使えるんだということはあるんでしょうけれども、総額で大体2億円とかかる事業を県の予算でやると。

太陽光を置くということがなんでしょう、復興と関係ないと思うんです。2億円使って太陽光を置くんだったらもっとほかにやれることがあるんじゃないかというのがそもそもの根本にあります。ランニングコストとかに関してももしくは軽減率に関しても、今お伺いした感

じだと太陽光を置いて劇的に町の財政に対して大きな恩恵があるというものではないよねと思います。単純に計算して、2億円で事業をやって年間10施設で30万円ずつもうかって300万円だとして、元を取るのに何十年かかるんだという話になってしまいますので、事業があるから導入しようという気持ちもわからなくはないんですけども、今この町に太陽光パネルを設置して蓄電池を設置するというにどれぐらい意義があるのか。復興に資するものがあるのかということに町長にお伺いしないといけないのかなと思いますので、何かあればお願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 経済的なお話でいけば原理原則は確かに後藤議員のおっしゃるとおりだと思います。しかしながら、町としてもエコタウンという形の中でそうした太陽光発電等の推進を進めておりまして、ある意味民間のといいますか、住宅建築の際に多くの方々にご利用いただいているという経緯もございますので、ある意味これからの自然エネルギーという、エコタウンを目指している町ということもございますのでそうしたエネルギーのあり方ということについて町としてもしっかり考える必要があるんだろうという認識のもとで太陽光発電、蓄電池ということについて取り組みを進めているということでございますので、そういうことで1つご理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 6番、今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番、今野です。先ほど、前者のあれで説明はほとんどわかったんですけども、若干答弁に対してちょっと納得というかわからなかったのも、ランニングコストの件なんですけれども、先ほどの答弁ですと数%から20%というあれがあって8万円から30万円軽減になるっていうんですけども、私がお聞きしたいのは定期的なメンテナンス、例えばエレベーターだったら保守点検で幾らかかるとかあるんですけども、太陽光パネルですので、パネル磨きなんかの費用がかかるのかもしくは蓄電池の機能が働いているかという試験的なあれがあるのか。そういったメンテナンスのコスト、それがランニングコストだと思うんですけども、そこがもしおわかりでしたら幾らぐらい年間、例えばワット数に関係、パネルの数によって関係するのかどうか、おわかりでしたらお聞きしたいと思います。

あと、屋根に設置する部分なんですけど、最近天気予報とかで激しい雨とか猛烈な雨という言葉をよく耳にします。そこで、同じように、今回も台風が近づいているようなんですけれども、激しい風とか猛烈な台風が来た場合に安全性というか吹き飛ばされないような安全性、もちろん何千万円もかけてやる工事ですので、ただ応急的に置くものじゃないと思うので大丈夫

だと思うんですが、そののところ、2点だけ確認させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 今、ランニングコストについてということでしたけれども、詳細なパネルを修理する時点とかそういったことまで含めての試算は今のところ手持ちにはありませんでしたので、後ほどその辺も含めてお示しさせていただければと思います。

2点目の安全性につきましては、やはり非常にこれはいろんなことを災害対策、そういったことが出てくる可能性も踏まえて建設されるものだと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今課長から答弁がありましたけれども、最低限定期的なメンテナンスの予算というか費用はわからなければおかしいというのも変なんですけれども、そのところを早急に確認する必要があるのでは、ただ先ほどの前者のあれでもないんですけれども、何億円もの補助でニューディールのあれでただ設置したということじゃなくてそういったコストの面も少し確認していただきたいと思います。

エコタウンということで新エネルギー。私的に言わせてもらえば太陽光パネルも大切でしょうけれども、もう少し違った分野のペレットストーブ、薪ストーブにも大きな配分で補助が見られればそちらにも応募してほしかったなと思って質問を終わります。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 今、木質ペレットの話が出ておりましたけれども、一応今回の平成26年度につきましても当初は木質ペレット事業も検討しておりましたけれども、その時点で県と国と協議していくわけですけれども、その時点では今年度からバイオマスター都市構想ということでペレットにも着手していくということにしておりますけれども、その時点では事業化がどうなっていくかというのがわかりませんでしたので、今年度の分につきましては見送ることとしておりますけれども、来年度病院とか保育園、設置する際には太陽光設備とあわせてペレットストーブとか、そういったものも導入も検討してございます。よろしくをお願いします。

○議長（星 喜美男君） 3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。

2点ほどお伺いしますけれども、ただいまのクリーンなエネルギーということで私もこれは共感なので、官公庁、今設置をしようとしているわけなんですけれども、周囲、皆さんから見られても宣伝にはなると思うんです。ただ、これは今ランニングコストを考えると非常に

20%から30%ということの説明のようですけれども、もしできれば賄えるような、一般家庭ですと余った電力を売るということまで計算していますけれども、官公庁ですからそういうことはないの自分の使う分くらいは自分でと、もしこれが全部補助でできるわけですから、非常にいいことなんですけれども、買いかえが必ず来るはずなんですよね。今の場合ですと太陽光はもって20年と聞いていますけれども、これを20年後にまた買いかえをするときこれで20年後補助の分で終わりにするのか、その後もかえて町独自で設置していくのか。そういうことまで見込んでこれを設置するのか。

それが1点と、もう1点はいろいろ各学校ありますけれども、ここの仮設の役場であるとの程度の光熱費ですね、それを年間、決算前ですけれども、支出しているか、そしてまたこれをやったことによって20%から30%といいますけれども、具体的な数字で示していただけたらありがたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 1点目でございます。国のニューディール基金、県の事業ということで予算がおりてくるということなんですけれども、このもともとの趣旨としましては災害が起きたとき電力が遮断されたときに最低限使えるような電力を賄えるようなものという条件がついておりましたので、売電ができるぐらいの容量にやればいいのかというご意見もあるんですけれども、そういったところは難しい事業になってございます。

それから、年間の役場庁舎の支出については今手元にはないんですけれども、電力料金につきましては1日当たり電力量が883円ほど、月としましては2万6,490円、年間だと31万7,880円ということでの軽減されるという数字になっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 私の問い方がちょっと悪かったのだから、そう受けとめられては困るんですけれども、売電までは私は話していないんです。自分の学校なり役場なりで使う分くらいは太陽光で供給できないものかということなんです。

それとまた、年間31万7,880円の軽減がされるという言葉だったんですけれども、全体の、31万7,880円は今ここに議案に上がっている官公庁の経費の31万7,880円の軽減なのでしょうか。もう一度そこをお願いします。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 使用している通常の庁舎の電力を100%とするとそのうちの今回ですと4%の程度に相当する部分の能力になります。

それから、今申しあげました30何万円というものが役場庁舎のみの経費ということで、ほかの全部合わせてということではございません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今、役場庁舎のみと言われましたけれども、もし別な総務課で役場庁舎の年間の使用料などわかったらばお伺いします。

それと、20年後のことを見据えた、20年後のことをどのように考えているのか。その辺もお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 今はまだ、平成25年度の決算議会が9月にございますけれども、光熱水費で今押さえている数字しかございません。うち電気料は資料的にはございませんので、光熱水費の額を申し上げたいと思いますけれども、平成25年度ですと光熱水費で830万円ぐらいです。そのうち電気の内訳になりますけれども、これには電気ガス水道、全ての光熱水費として含まれている内容でございますのでその部分でご理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 20年後に当たりどうするのかでございますけれども、これからいろいろな再生可能エネルギーの技術も進んでまいりますので、そういったことも見据えつつそういった時点に近くなっていきましたら検討して愛ということになるかと思えます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。

それでは、昼食のための休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時10分 開議

○議長（星 喜美男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの3番議員に対する答弁漏れがございますので、発言を許します。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 先ほど3番議員から役場庁舎の年間の電気料いかほどかというご質問がありましたので、お答えいたします。

夏の期間、冬の期間、電気料、乖離ございますけれども、年間総額で710万円ほどでございます。月平均いたしますと59万円程度という形になるかと思えます。以上です。

○議長（星 喜美男君） 終わったんだね。

7番。高橋兼次君。1回やった。

○7番（高橋兼次君） 何かちょっと歯切れの悪い。

それでは、太陽光の発電設備並びに蓄電池設置工事ですか。大変考え方としてはいい計画だなと解釈をしております。その中で、先ほど説明がありました、その県事業でやるということですが、県事業は来年度もあるということですが、その後もあるのかなのかですね。それから、災害時、能力唄ってあるんですが、通常に災害時に使われた場合何日ぐらい想定してこのワット数になっておるのか。それが1点ですね。

それから、いろいろ被害は予定なく来るわけですが、災害は。被害に遭った場合の設備に対する対応というものをどのように考えていくか、その3点お願いします。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） まず1点目でございますけれども、この事業は国のニューディール事業でございます来年度までで終了となります。

それから何日ぐらいもつのかということなんですけれども、天気がいいような場合であれば日中太陽光エネルギーを蓄電池にまわすことができたりしますし、天気が悪ければそういったこともなかなか難しいということなんですけれども、本当に何日か、1日2日とかその辺の日数を考えております。

3点目は。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤孝志君） それでは、災害があった場合の対応ということかと思えますけれども、いずれ計画的に移設の整備は各避難所ともやりたいと検討している段階です。先ほど環境対策課長もお話ししましたとおり、本年度に入谷公民館に当たりましてバルク工事ということでガスも使えるし、電気も発電機から供給できるような施設の整備を図っているところでございます。食料等につきましても、町民の方々には3日分の備蓄をお願いしているわけですが、いずれ計画的な形で施設の整備を図っていきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 県事業が平成27年度までだと。国のですか。その後、事業が切れた後の公共施設への設置の考え方というのをどのように考えているのかですね。これは先ほど説明された中にあったんですが、国の事業、県の事業だからそれを取り入れてやるという観点ではなく、緊急時災害時に対応するという観点から考えていけばまだまだやはり設置しなければならない避難所、公共施設があるのではないのかなということから事業が切れた後の考え方というものを聞かせていただきたいなど。

同じ避難所、災害時の場合の、何ていいますか、そもそもの考え方からすると設備のいいところに避難しがちであると、設備がいいところだけが急に混み合う場合が想定されるわけですよ。ですからこの災害を教訓にまだまだ設置していかなければならない、整備していかなければならないところがあると思います。その点の考え方を1つお願いします。

それから、蓄電池のほうで聞いたわけですよ。太陽光発電するとかしないとかでなく。結局蓄電池容量で通常に使った場合何日ぐらいもつのかなど。また何日ぐらいを想定してこれにしたのかなということです。

それから、3つ目。被害の対応ということで危機管理課長に答弁いただいたんですけども、設備、私も経験があるんですけども、パネル等に被害を受けた場合これは発電、蓄電はある程度もつわけですが、発電は不可能になるわけですね。その場合にすぐ対応する、対応しなきゃならない。その対応したときの経費とか、そういうものをどういうふうに考えているかということです。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤孝志君） まず初めに、今回環境対策課で整備するのは避難所の整備ということでありまして、大きく避難所と避難場所という2つの役割がありますが、避難場所というのは一時的にしのぐと、避難所というのはそこで一時的に生活をやっていくという大きな区分けがございます。今回はある程度そこでの生活を数日間過ごすための体制のところには施設を多分整備するという考え方で太陽光パネルを設置することかと思っております。

当課といたしましても、防災行政無線あるいはその他の情報メール観測システムJアラートを含めていろいろ現在防災行政無線の整備を図ってまいりました。今後、各避難所12カ所ございますが、今回志津川高校と入谷公民館が設置されないわけですが。それにかわる代替施設等の検討を含めて計画的な計画を進めてまいりたいと考えております。

それから、経費の問題ですが、一時的に避難をされた際に必要とした部分ということで、経費の持ち方はどうするんだというお話ですが、ある程度町として必要なものに関しては配備したいと考えております。ですから、その部分につきましては自主防災組織等の育成も含めて、その地域地域の組織を強化しながら情報公開しながら防災計画にいろいろ進めてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 蓄電池のどれぐらいもつかということなんですけれども、その通常日照が続いていれば昼間のつくり出したエネルギーを蓄電池にためることができるとい

うことで、そういうのが続けば蓄電池の使える日数も多少延びるということで、全く供給されないという状況になって蓄電池だけという状況になってしまえば、本当に数日しか対応できないということだと思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 聞き方が悪いのかな。ストレートな答えが返ってこないようなんですが。

要は、補助事業以外でも残っている箇所にはそれを整備するということなんですか。いわゆる国県の補助を当てにしないで残った部分は整備すると、そのように解釈してよろしいんですか。

それから、災害時の対応、さまざまあるんですが、私が聞いたかったのはこういう設置した設備等にいろんな危害があつて故障しあるいは破損した場合に、代表的なのは保険でも掛けないのかということなんですよ。そういうのはあり得ないのか、どうなのかということなんです。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 今回の避難所という部分で、県のニューディール基金を使いましてまずは非常時対策ということで公共施設向けに平成27年度までの財源を使って整備をするということについてはご理解をいただけたと。平成27年度の事業が切れた後、これから防集などの団地に集会所ができたり、保育所ができたりと、ほかの公共施設に対してはどうなんだということだと思うんですけども、もちろんこの基金あるいはこれに類似する国の事業があればそれを使ってということは考えられますが、もし何も頼りになるものがなければやはり太陽光が必要だという政策判断に立てば単費を投じてそこは踏み込まなきゃいけないかもしれません。

ただ、これから防集や災害公営住宅で集会所なんかをつくっていくんですけども、その設計する段階で例えば屋根にそのパネルを乗つける場合に耐え得る構造になるのか。それから屋根ではなくて地べたの上に置くという場合にそういった面積も想定しながら造成ができるのかどうかという問題もあると思いますので、両面にわたって検討していきたいと、このように思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 公共施設に設置する施設ということでございますので、町には公共施設には建物共済を掛けてございます。ただ、太陽光パネルの破損とかに共済の部分が適用できるかできないかというのは今資料を持ち合わせてございませんが、できるとすれば通常

の保険の対応ということで修復は可能ということでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 議案91、92、93と3件の工事請負契約の議案であります。

参考資料を見ますと、いずれも我が町でない業者さんが落札ということでありまして、昨今の入札方法もさま変わりといえますか、これも震災事業の入札不調を回避するための手法かと思うんですが、事前に予定価格を公表して入札をするというやり方をしているところもあります。この3件の入札のやり方については、そういった予定価格を公表して行ったのかということが第1点。

それから、我が町の地元の業者さんではこういった事業ができないのかということが第2点であります。それはいろんな、何ていいますか、応札する際の入札条件といえますか、点数、いろいろとあるでしょうから、そういった中に我が町の業者さんがそういった入札条件には参加資格がないのかどうかというのが2点目です。

もう1点は参考資料、93号の15ページですけれども、入札の応札した価格が8,640万円なんですね。消費税含めて。予定価格が8,361万9,000円。予定価格より落札金額のほうが若干上回っているんですね。普通であればこれ不落というかならなかつたのかどうか。予定価格を下回った額でなければ。（「消費税」の声あり）消費税、だから。予定価格は消費税含まってないんですか。含まってないんだ。消費税を除くと括弧書きしなきゃならないんじゃないの。下の入札執行結果は消費税を除くと書いていて、普通であれば消費税を含まれているという解釈になりませんか。私の考え方間違っているのかな。どっち間違っています。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） まず、予定価格の関係でございましてけれども、町では予定価格については事後公表実施要領を定めてございますので、事前公表は基本的に行ってございません。

それと、9ページでございましてね。入谷小学校ほか太陽光の部分で予定価格の部分で消費税を除くという部分の表記がございませんでした。この部分についてはおわび申し上げたいと思いますけれども、議員ご承知のとおり、予定価格が5,000万円以上であれば議会の議決に付さなければいけないと規定されておりますので、4,805万円につきましては税抜きの表示でございました。おわび申し上げますとともに、税込みになりますと5,189万4,000円ということでございまして、予定価格が5,000万円以上ということで落札価格がたとえ5,000万円以下であっても予定価格5,000万円以上であれば議決対象になるということでございまして、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 今回、地元の業者さんも参加していただけるようなことでAランクの地元の業者の方は2件ございましたけれども、結局最終的には応札はなかったということでございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 1点目の予定価格の公表、我が町はしないというお話ですが、これからもしないんですね。事業によって、県はまだ、県の事業についてはやられるようですけども、町ではそれはしないということですね。わかりました。

それから、消費税抜き、これは91、92、93号、全てなんです。1件だけじゃなく。だから、これからは括弧書きで税抜きということを表示してもらわないと勘違いします。私の考えが間違っていますかね。それを聞いていたんです。どっちが間違っていたのと。そういうことで。

それから、地元の業者さんは対象になる業者さんが2、3いたと。でも、残念ながら参加はしなかったということですね。やっぱり忙しいんだよね。あるいはその予定価格というのを公表しないんだけど、町の仕事はどうしても利益が薄いという考えで参加しなかったのか。あるいはなかなか自分たちの考えている金額ではどうせ外れるんだろう、行ったって無駄だと行かないほうがいいという考えなのか。それはわかりませんが極力、震災復興は不調になりますとまた何か月もおくれるわけですよ。だから、これは副町長かな、審査委員長、指名委員長もあるし、執行者、応分に予定価格を出して、皆さんがスムーズに落札できるような環境づくりも必要なのかなと思いますが、いかがですか。

それから、今回は制限つき一般競争入札ということでありまして、極力地元の業者さん、忙しいでしょうけれども、こういった公共事業はやはり多くの地元の業者さんに落札、参加していただきたいという思いから、これは指名競争入札などもふんだんに取り入れてやっていただければと思いますが、その辺の副町長の考え方、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） まず最初に、予定価格の表示の方法ですが、議員ご指摘のとおりになりますので、次回からはしっかりわかるように税抜きか税込みかその部分で表示してまいります。

○議長（星 喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 資料として出すわけですから、そのほうが丁寧だろうと思いますけれ

ども、つけ加えますとご承知のとおり入札は消費税抜きで入札の札を入れていただくということで2通りあるものですから、いずれこれは資料でございますから丁寧にそのほうが理解していただけるような形で提出するのが正しいだろうと思いますので、以後そのようにしたいと思います。

予定価格の設定と申しますか、公共単価、いろいろこういう時節でございますから、本町での各種工事に当たっての予定価格の決定、積算については直近の公表単価をきちんとしっかり積み上げて町としても入札に付しているということでございますから、それは業者の皆さん、それぞれ事業をやっているわけでございますから、積算過程でどういう積み上げをなさるか承知しておりませんが、必ずしも厳しいというような認識は持ってございませんで、ごらんとおり、最近の入札を見ますと落札率が限りなく本町の積算価格に近い、正しく業者の皆さんも新しい技術と申しますか、知識を持って正しく積算されるとそういった数字に近づいていくのかなと思いますので、今後も公表単価、しっかりその都度確認しながら状況を確認しながら私どもとしては積算をしていきたいと思っております。

それから、入札の方法でございますけれども、ご案内のとおり、正しくは全て一般競争入札というのが本来の契約でございます、特別な事情がある場合には随意契約ができるということでございます。特例的な部分でございます、うちのご案内のとおり1,000万円以上のもについては一般競争入札に付すということでかねて議会の皆さんにもご説明してきたところでございまして、現在までは特殊な部分を除いては1,000万円以上は一般競争入札、そのときにどのように地域制限あるいはいろいろランクづけの部分とか制限つき一般競争入札という形でやってきておりますので、その部分でどのように地域の受注動向なり環境を捉えながら制限をしていくかという部分では、議員のご意見なども十分意を用いながらやってまいりたいと思っておりますけれども、今回も実はこの入札も宮城県全体をエリアとした形で公募したんでございますけれども、結果的にはそれぞれ1社のみの申し込みということで、その1社に幸い受注をしていただいたということでございますけれども、それぞれ業界ごとに受注動向を、建築あるいは土木あるいは電気設備、それぞれ事情も違うようでございますので、その辺は事業のときの県内あるいは町内、そういった動向を俯瞰しながらやっていきたい。

いずれにしても、ご指摘のようにそのことによって不調という事態が起きますれば、大変一番迷惑をかけるのが復興事業で住民でございますので、そういうことがないように事業が円滑に進められるようなことを念頭にそういった方法を取り組んでいきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第91号の討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第91号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第92号の討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第92号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第93号の討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第93号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第94号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第94号工事請負変更契約の締結についてを議題としたいと思います。

職員をして本案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第94号工事請負変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した戸倉小学校の災害復旧工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第94号工事請負変更契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

本工事は、東日本大震災により被災をした戸倉小学校を災害復旧事業により再建するものでございまして、戸倉地区防集団地の西側に造成をしております1万5,855平方メートルの敷地に校舎と屋内体育館の2棟を建築するものでございます。

なお、今回の契約にはプール、鮭、蚕の飼育室等の附属建物4棟、校庭の整備工事は含まれておりません。校舎は鉄筋コンクリート造り2階建て、延べ床面積が2,977平方メートル、屋内体育館は木造平家建て、延べ床面積が836平方メートルになります。契約方法につきましては見積もり徴取により随意契約となっております。これにつきましては6月26日に制限つき一般競争入札の公告を行い、7月24日に入札を執行したところでございます。再度、再々度の入札をいたしましたがいずれも予定価格を上回り不調となったところでございます。このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号、これは競争入札に付し入札者がいないときまたは再度の入札に付し落札者がいないときに随意契約ができるというものでございます。この規定に基づきまして、見積もりを徴取し随意契約としたものでございます。

落札金額、落札者につきましては議案書の記載のとおりでございます。

議案関係参考資料、21ページから23ページまで建物計画の記載をしておりますのでごらん願いたいと思います。計画自体につきましては5月特別委員会でお示しした基本設計と同じものとなっております。22ページに1階の平面図がございまして、1階は主に校長室、職員室、保健室の3つの特別教室を配置し、2階には普通教室、コンピューター室、多目的教室を計画をしております。2階につきましては次ページでございまして、23ページになっております。

25ページに仮契約書の写しを載せてございます。この中で完成工期につきましては平成27年3月31日としております。現在、当課といたしましては必要な工期は13カ月と考えておりますので、年度末の議会におきまして繰り越しのご承認をお願いしたいと考えているところでございます。

以上で細部説明とさせていただきますが、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
4番小野寺久幸君。
- 4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。何回かの不調でようやくという、その結果随意契約ということですがけれども、最初に予定された予定価格と随意契約との差というのはどのぐらいあるのでしょうか。
- 議長（星 喜美男君） 総務課長。
- 総務課長（三浦清隆君） 先ほど、14番議員のご質問の関連で予定価格についての事後公表の実施要領があるという形でご説明申し上げましたけれども、これは競争入札において落札者が決定しなかったときは対象としないという規定も第2条には書かれてございますので、予定価格については公表はしてございません。
- 議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。
- 4番（小野寺久幸君） 公表は、落札しない場合は公表しないということですね。今、一般に言われています不調による工事金額の上昇ということがありますけれども、2回目3回目の例えば一般入札のときに、その辺を考慮した形での入札はできなかったのでしょうか。
- 議長（星 喜美男君） 総務課長。
- 総務課長（三浦清隆君） 予定価格は当初設定したままでございますので、入札途中で予定価格を変更することはできません。
- 議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。
- 4番（小野寺久幸君） わかりました。確認ですけれども、やはり予定価格というのは何回も入札をやってもそれは変えるものではないということでしょうか。
- 議長（星 喜美男君） 総務課長。
- 総務課長（三浦清隆君） 3度の入札に付して落札者がいなかった場合、当予定価格を変更するとすると当然設計額等が変わりますので、それは全く別事業ということになりますので、再度公告をして全ての入札事務をやり直すこととなりますけれども、予定価格その他の部分について変更なしで事業者を決定するというのであれば当該事業に対して請け負いを希望する事業者から見積もりを徴して決定することになりますが、今回予定価格を変更しないで希望事業者と折り合いがついて見積額が予定価格を下回ったということで仮契約をした次第でございます。
- 議長（星 喜美男君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 前者も当初の予定価格の質問をしたんですが、不落の場合には予定価格は公表しないというお話であります。これを8月6日の河北新聞、戸倉小学校復旧随意契約にということで記事が載っております、工事の入札は7月24日になったと。予定価格を上回り契約が成立しなかった。町はこの事業体から改めて見積もりをとったところ予定価格を下回ったため随意契約を結ぶことになったということなんですね。

3回不調だと。普通であれば、要するに先ほど総務課長が言ったように見積もり、予定価格を変更して改めて入札に付すというやり方なんです、今回はこの業者さんからどのような積算したのかと。多分、差があったんでしょう、かなりの差が。出したところ、それで納得したんですね、町が。その辺が平等性に欠けないかなということですよ。そういうことであれば、そういう予定価格というか金額が多ければもっと私たちが参加したかったという業者はいなかったのかどうかなんですよね。

要するに、入札でかなりの予定価格を上回った額だから、不調になったと。それで、業者さんから額の中身を聞いたんでしょう。それがその金額でいいですよとなったんです、結果的には。入札の価格よりもはるかに上がったんでしょうから。上がらないの。いや、この記事でいくと。見積もりをとったところ予定価格を下回ったため随意契約を結んだことになっている。この辺の何がどういうやり方だったのか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 不調の場合の取り扱いですが、不調の場合随契に移す場合、設計条件それから予定価格を変更してはだめだという規定がございますので、基本的には入札に使用した予定価格をそのまま使っております。

ただ、今回入札に当たりまして入札不調とあわせて工事費の内訳表を提出することを義務づけております。当然、入札した業者さんから内訳表が提出されておりますので、その入札終了後内訳表と私どもの設計した積算書を比較をしてどこがどういうふうに違うか内部で検討させていただきました。それで、町の考え方と業者さんの積算する考え方は当然違いがございますので、その辺を町ではこういう考えのもとに積算をしているので、それでもう一度積算をしていただけないかという申し入れをしたところでございます。その見直しをした積算書によりまして、業者側でございますけれども、見積書を提出してきたということでございまして、またはその額が入札書の金額を下回っていたので落札を決定したという内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） わかりました。今までの経緯。そうしますと、予定価格を公表したという形になりませんか、相手方に。先ほど課長が、町の考え方はこれで積算したんですよと提示したんでしょう。ちょっと、マイク通じて。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。（「これも1回の質問」の声あり）

○建設課長（三浦 孝君） 見積書というのは、うちのほうが積算書を提出したわけではなくてここの工事の仕方ってどういうふうに考えていますかと、町はこういうやり方をするということを前提に積算をしているということを説明しただけです。見積書というのはうちのほうの積算書を見せて、おらほでこうだからどうぞというわけではないです。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そうしますと、その指導というか町の考え方を打ち出したと、数字は見せないで。そうしたところ庁舎ではそれに基づいて積算してきたと。まあ、変わったんでしょうから。前は高かった。今度は安くなった。さっき私逆のことを言ってしまったんだけど、それが予定価格より下回ったということなんですよ。どうなんでしょうね。業者さんというのは町の考え方を言われると変わってくるんでしょうか。最初に3回やった入札の額を。

だから、客観的な物の考え方なんだけど、なんかこの業者さんにぜひやらせたいということやったのではないかという思いをするという町民はいるということも考えなければならぬでないかなと。そう疑われても仕方がないことかなと、このやり方をみると。その辺が公平性になっているのかどうか。

だから、そういうやり方をしたのではね。いいですか、これからですよ。一度こういう前例をつくると今後出てきますよ。どんどん。何で、どうして1社だからおらほばかりだから後でまた随契やればいんだからということで、これは余りよくない前例をつくったなと。ただ、不調にならないで。不調というよりはまた何か月も遅れることよりははるかにいいかと思うんだけど、ただ前例をつくってしまうとよその業者さんも右倣えになってしまう可能性はあるなという考えはしているところです。

答弁はいいです。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。9番、阿部 建君。

○9番（阿部 建君） いろいろ本案について質疑がありますけれども、予定価格は知らされないと。議会に対して予定価格を教えることはできないんだと。それを納得ができないんです。これは工賃ですね。担当者の、どこの新聞などもやはり予定価格が幾らだったが落札できな

いから随意契約にしますと。どういう名前の予定価格を、みんな注目しますよ。町民誰でもだと思いますよ。これだけの大事業が予定価格、誰が落札してるの。担当者誰。

それは、やはり議会でこういう質問が出た場合は知らすことができない。知らせていいんじゃないですか。それじゃおかしい。疑惑が持てますよ、そういう答弁では。何で、何をそんな予定価格を知らせない。みんな隠す必要はない。予定価格、そんなこと言うなら……。

私は予定価格が幾らだったからこれだけのこういう内容で落札できなかつた、そのためにいろんな法を照らし合わせながら随意契約をしたんだという説明ならばわかりますがね。予定価格を何で知らすことができない。ちょっと、それはおかしいでしょう。予定価格を何で秘密にする必要があるんですか。正直にやはり何かがあると思いますよ、おかしいと思いますよ。思いませんか。当たり前なんですから、今の時代。人件費が高騰している、物価が高騰している、高くなるのが当たり前なんです。そういう時代なんですから、それはいいんですが、そして一日も早く学校ですから、契約をして一日も早く完成して子供たちに利用してもらいたいと誰もが願っています。

しかし、議会对執行機関として内緒にするということがありますか。契約金額を、予定金額を。私はそれはちょっとおかしいと思いますよ。どのような答弁をしても私は納得はいきません。そういう答弁では。幾らなんだと。果たしていろんな人件費、諸物価が上がっているために、例えば当初10億円いったんだと。予定価格が10億円だが、どうしても相手がなかつたために5億幾らですか。仕訳が知りたいんですよ。誰もそう思うと思いますよ。一体どの程度物価人件費が上がったのか。なぜそのように、金額的な問題。

私は、この議会でその予定価格を知らせてもいいんじゃないですか。知らせる必要があると、議会ですからね、ここは。個人対個人であれば言いたくなければ言わなくてもいいんです。法人です、町民のお金なんですから、補助金でも。いかがですか。そういうことできないと。何をもってどういうふうにできないのか。そのためには不落になったでしょう、最初は。その場合に、結局随契だと。その入札参加者も何名ぐらいあってどういう内容で不落になって、そして予定価格が例えば10億円だけでも話し合いの結果5億円追加して、それは私たちはそれはだめだということではない。あなた達がやることだから。ただ、それはやはり説明する必要がある。私はそう思う。いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 明確な答弁をできるかどうか自信がございませんけれども、町で予定価格の事後公表、実施要領をつくったのが平成19年2月でございます。それ以前は予定価

格を含めて全く公開の対象にしておりませんでしたけれども、その後の国の建設工事等の発注動向から競争入札の競争性とか透明性を高めるために、できるだけ積極的に契約内容について公表すべきだということもありまして実施要領をつくったわけでございます。

ただ、落札者がいない場合は、当然今回この議案で提案しているように不落の随契ということもございまして、その時点でまだ予定価格は公表すべきではないといった考えがあって、落札事業者がいない場合は公開していないという文言でこの条文をつくってございまして。

ただ、ここの流れとして、先ほど14番議員からもご質問がありましたけれども、事前公表はどうかといったことも確かにあります。これは時代の趨勢もございまして、他の自治体等の取り組み状況もお伺いしながら決めていかなければいけないんですけれども、現時点ではこの実施要領をもとに公開しているわけでございまして、これ以上もこれ以下の部分についても踏み込んだ形ではお知らせすることはできないということもございましてご理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） ご理解はできません。そういう質問では。ですよ。

それは入札前だからでしょう。前であれば、予定価格を前に発表するといっているんじゃないんだから。結果ですよ、結果。前であればもちろん、予定価格が何ぼだ、そういうことは、そんなものは言わなくてもわかる、誰も、それを聞かせろって言う人はないことだから。決まったんですから。それについて幾ら予定したんだが、なかなかこういう時代、諸物価も高騰している時代なもんだから一日も早く工事を完成したいものだから、こういうふうにしたって、そのぐらいの説明は必要でないのかなと思うんですが、なぜそれを隠す必要があるのか。隠すとしか思われませんか。みんな、説明書、全部予定価格が終わった後、前でないから。そう思いませんか。それはやはり大事なことです、今。一体、諸物価、人件費、諸経費、みんなうち建てるのに心配しているんだから、何ぼになるか大変だと。それは、知らせる義務がある、必要があると私はそう思いますよ。

○議長（星 喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 阿部議員のご質問、どういう説明があっても私は納得できませんというご発言を受けますと、答弁するのなんですけれども、1つはある意味議会の立場からのお話は一定の理解はしているつもりでございまして。ただ、当然議会で公表するということは全てに公にすると、議員の皆さんにだけお伝えをするということじゃなくて、議会でお話しする分については資料も含めて全て町民に対して公開をするということが前提になっている

ということでございますから、結局現行制度ではそういうことは公表しないということになっているので、現時点ではなかなかできないということでお話をしているわけでございますけれども。

そもそも、予定価格、議案参考資料に一般競争入札についてここに記載するようになりましたのもこういう議会での議論を通して終わった分については下に公表しているんだから、議会でも参考資料でお示したほうが親切じゃないかという発言も受けて近年はのっているわけでございますので、今阿部議員の言うように終わったんだから終わったら出したほうが透明性があるんじゃない、わかりやすいんじゃないのというのも議論だと思いますので、それは今後検討させていただきたいと思います。ただ、現時点では大変申し訳ないんですけれども、今の町の公開規定から申しますと入札における不調の場合は公開をしないというのを原則としている以上は議会といえども現時点では控えさせていただきたいということだけでございまして、特にその他の他意は全くございません。

でございますので、今後のこの種の取り扱いについてはわかりやすいほうがいいわけですから、お互いに、変な疑念を抱かれるのも本意でございませぬので、そこはこちらでも検討させていただきたい。したがって、改正も含めて検討させていただきますけれども、現時点の分については制度上の部分があるということでご理解いただきたいと思ひますし、先ほど14番議員にもお話ししましたように、再入札、再々入札で残念ながら不調でございましたけれども、予定価格を変更するという内容でございませぬので、その範囲内で改めて業者さんから見積もりを徴取して予定価格の範囲内で決定をさせていただいたということでございますので、この金額よりも予定価格のほうが若干上だということの範囲内で、ひとつ本日はご理解いただきたいと思ひます。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） なぜ、そういうのを何回も言うんですけれども、みんな町民が家を建てるのに何もかにも上がって大変だと、みんなそれを心配しているわけですよ。

そのような中で一体どの程度、何割ぐらい上がったのかなと、そんなことを考えるものですか。そして全て公のものは公開が原則ですよ。なぜそれを隠すのか。それはなぜ、予定価格というのは1回目の予定価格のことを言っているんですよ。2回目の予定価格ね、最初の予定価格でしょう、予定価格というのは、2回目の予定価格、3回目の予定価格。

まあ、これ以上言っても、どうせ、あと、やめますが、今後はやはりすっきりした答弁をしていただきたいと思ひます。終わります。

○議長（星 喜美男君） 6番、今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番、今野です。

今も入札の件でいろいろ質疑がありましたけれども、私は余り入札に詳しくないものですから、多分公明な入札の結果、随意契約になったと思うんですけれども、1点、2点伺いたいのは水戸部というか在郷地区の瓦れきの処理工事を、今もうとっばらってしっかり元通りになりましたけれども、その担当というか、やったゼネコンさんが町に戸倉の防集のあれをやってそのまた今度戸倉の小学校を落札したわけですけれども、同じ地区を9月以降ゼネコンさんがするというのはいろいろメリットもあると思うんですけれども、そういった流れのいきさつは、私わからないので聞くんですけれども、偶然だったのか。必然だったのかみたいなことをお聞きしたいと思います。1点。

もう1点は、以前戸倉の中学校を建設する際なんですけれども、将来の統廃合を見越して老健施設への転換もできるような設計のコンセプトがあったと聞いていましたけれども、今回できる前からこんな話をするのもなんなんですけれども、設計の段階において、もしこういうことはないと思うんですけれども、将来的に廃校になった場合に使える形のコンセプトがあったかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 1点目でございますけれども、偶然でも必然でもございません。入札の結果でございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 設計のコンセプトでございます。確かに、議員がおっしゃるように戸倉中学校を見ますと2階のテラスの幅が広いという印象を持っています。うちの建築班でも多分この広さであれば今おっしゃるように老健施設なんか転用できる広さであると考えているところでございます。

今回の戸倉小学校についてですけれども、特別委員会でお話ししたとおりなるべく後でいろんな教室の大きさとかその辺も含めて自由に使えるようにということで本来であれば耐力壁とか内部に壊せない壁を普通設けたほうが安いんですけれども、それを今回設けていなくて、後々の児童が増えた減った、その辺の対応ができるような形で考えてはおります。ただ、具体的に何という前提はございません。基本的にはあくまでも学校としていろんな使い方ができるようにという考え方でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） また1点目なんですけれども、もちろん当然公平なあれでわかりました。ただ、私が以前思ったのは同じゼネコンさんがとったということで戸倉の防集がいろんな廃棄物の関係で遅れたんですけれども、当初が一番最初にできるという団地が遅れた理由に同じ系列の流れのところをとるあれも、何ていうんですか、偶然瓦れきの処理工場が終わったら次防集に入ったと、そういう流れみたいだったので、失礼ながら聞いてみました。

第2点目なんですけれども、将来的には今の時点では校舎として設計したということはわかりました。そこで、先ほど課長答弁があったテラスの幅が広いということで、ちょっと関係ないことなんですけれども、今回できた災害公営住宅のようなアパート形式のものも実は私途中から平家軒割りを諦めてテラスを普通の5倍から10倍くらいとってそこに家庭菜園なりペットもある程度放せてやれるようなデザインというのも、私よかったんじゃないかなと、今のテラスの幅が広いということでこの場を借りてお伝えしておきたいと思っておりますけれども、もし今後公営住宅のこういった形の設計の変更ができる、例えば入居者の増減によってある程度見直すようなときはそのようなスタイルも今後考えていただきたいと思います。

以上終わります。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 公営住宅の部分でございますが、名足エリアにつきましては、通常というのはどれが通常かという問題もありますけれども、県内で多く見られる災害公営住宅に比べますとテラスは外に少し広がっている状況です。もう少し部屋を将来的に大きくという部分では課内でも2戸1の改善という、いわゆる1つ壁をとって2部屋を将来的にある一定の人数に対応できるような改善ができるかというのも常に設計段階で視野に入れながら対応しているところでございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の課長の答弁に対してなんですけれども、2戸1の改善ということで出ましたけれども、私最初に思ったのは2つのものを使って広く使うときに取っ払って1つにするということですか。私は、実は私なりの思いだったんですけれども、最初2戸1に設計しておいてそれを取り払って4LDKみたいな形に使っていただいて、よくよくなかったら、少なくなったらそれを外すという、そういうことのほうが私もともとある大きいところを閉じるよりもよかった、設計的には将来的な使いではよかったのかなと思ったものですから、そこのところをお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 先ほど、ちょっとわかりにくい答弁で大変申し訳ありませんでしたが、初めから例えば2Kと2DKが隣り合わせにある部屋、今はそういうふうな2部屋になっていますけれども、その間の壁を取り除いて4LDKで使えるようなことを構造的に設計段階において考慮をして進めているところもあるということでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。

○議長（星 喜美男君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第94号の討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第94号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。再開は2時30分といたします。

午後2時12分 休憩

午後 2時30分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

9番議員が退席しております。

日程第9 議案第95号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第95号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第95号工事請負変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した津ノ宮地区合羽沢団地において実施しております防災集団移転促進事業の造成工事に係る請負契約について、請負金額を変更する必要が生じまし

たことから、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、議案第95号工事請負変更契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

契約の目的には、戸倉津ノ宮地区の防災集団移転促進事業（合羽沢団地）造成工事でございます。

当初の契約金額に対しまして7,095万7,950円を減額するものでございます。

合羽沢団地につきましては、造成面積が約1.3ヘクタール、津ノ宮地区の被災者の7区画分の造成工事を行ってございます。昨年8月に工事に着手し、今月29日までの工期で完成を目指して進めているところでございます。

変更の理由でございますが、掘削による発生残土、約6万立方メートルございますが、国道398号や河川堤などの県土復旧工事にその土を流用するために仮置き場を近隣に確保できたということで運搬距離が大幅に減少したことが減額の要因でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第95号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第96号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第96号財産の取得についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第96号財産の取得についてをご説明申し上げます。

本案は、志津川中央地区津波復興拠点整備事業用地の取得について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興用地課長。

○復興用地課長（仲村孝二君） それでは、議案第96号の細部説明をさせていただきます。

お手元の議案関係参考資料27ページをごらんください。

今回ご審議いただく土地につきましては、志津川中央地区津波復興拠点整備事業用地として契約を予定しているものでございます。土地の所在は志津川字新井田77番、位置関係につきまして同じく資料30ページをご参照ください。地目につきましては、公簿、現況地目ともに山林でございます。

取得予定面積としては1万6,583.39平方メートルを予定しております。

取得単価につきましては1平方メートル当たり870円、総額1,442万7,549円を予定しております。今回取得しております山林につきましては1筆買いということになっておりますが、契約相手方の高橋サクにつきましては全体の持ち分が2分の1でございまして、契約金額としては721万3,774円を予定しております。なお、事業計画につきましては29ページを参照してください。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。

これで、関連でお伺いしたいんですけれども、先日の公営住宅の鍵の引き渡しに私も伺ったわけなんですけれども、お盆前に皆さんが入居できたことで喜んでいたことが伝わってきましたけれども、この志津川中央地区並びに西地区、東地区とそれぞれあるわけなんですけれども、今後の進捗状況というものを伺います。

○議長（星 喜美男君） 復興用地課長。

○復興用地課長（仲村孝二君） 及川議員さんのご質問なんですけれども、志津川地区の用地買収の進捗状況、現在の進捗状況を説明を求められているという解釈でよろしいでしょうか。

そうしましたら、志津川地区の現在の事業用地の取得状況について各地区ごとに取得率を説明させていただきます。御存じのように、志津川地区での事業というのは東地区と中央地区、西地区という形で3地区に分けて現在事業を行っております。そのうち、集団東地区につきましては津波復興拠点整備事業、それと防災集団移転促進事業復興拠点連絡道路事業高台避難道路事業等をやっておるわけなんですけれども、まず津波復興事業整備事業にしましては事業用地にしましては100%用地買収が完了しております。同じく復興拠点の連絡道路事業につきましても用地取得については100%完了しております。高台避難道路事業につきましては現在用地の取得率につきましては98.06%の取得が完了しております。

中央地区なんです、中央地区につきましては津波復興拠点整備事業用地としては86.05%、用地取得が完了しております。同じく中央地区の復興拠点連絡道路事業なんですけれども、この分については88.2%、用地取得が完了しております。

残り、西地区の取得状況でございますが、防災集団移転の促進事業用地としては100%用地取得が完了しております。復興拠点連絡道路事業につきましては現在用地取得が42.19%ということで半分も取得はできていないんですけれども、この大きな理由としては道路事業の予定地の隣接に民間の開発が予定されておまして、一部計画が確定していないという箇所がございます。取得用地の面積確定ができていないということでもう少し時間を要するような状況でございます。

それと、移転元地の志津川の買い取り状況なんですけれども、これにつきましては買い取り可能な筆数に対して現在86%の宅地の買い上げを完了しております。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 中央と東はわかったんですけれども、もしわかれば西地区もお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 復興用地課長。

○復興用地課長（仲村孝二君） 西地区につきましては防災集団移転の促進事業用地としては100%事業用地取得しております。それと、先ほど申しましたように復興拠点連絡道路、これについては42.19%取得完了しております。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） この宅地の部分で86%と今話されましたけれども、宅地用地に相続ができなくて買い取りができないとかあるいはくぼ地になるとか、そういうところがあるんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興用地課長。

○復興用地課長（仲村孝二君） 現在買い取り可能な宅地でありながら役場との契約に至っていない原因としましては、議員さんご指摘のとおり相続ができていないあるいはその他の理由としましては抵当権の抹消手続ができない、あるいはできていない、現在作業中という物件があって現在契約を保留しているという物件がございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第96号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第97号 平成26年度南三陸町一般会計補正予算（第3号）

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第97号平成26年度南三陸町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

職員をして本議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第97号平成26年度南三陸町一般会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、第9回復興交付金事業に係る配分額としてシロサケふ化場整備事業、学校施設環境改善事業及び漁業集落防災機能強化事業等についての所要額を計上したもので

あります。

細部につきましては、財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、一般会計補正予算の細部説明をさせていただきます。

まず、1ページの議案部分を改めてごらんいただきたいと思います。今回歳入歳出それぞれ24億533万5,000円を追加いたしまして、総額452億3,851万2,000円とするものでございます。これを前年同期比、前年は6月補正後の予算額になりますけれども、それと比較いたしますとマイナス38.1%、額にいたしますと277億9,000万円少ない予算という形になります。また、452億円の予算を通常分と震災復興分に分けますといわゆる通常分が68億6,100万円15.2%、残り震災復興分が383億7,700万円84.8%になります。また、性質別に見て予算総額のうちいわゆる投資的経費の割合でございますが、全体の63.3%が投資的経費です。額にいたしますと286億4,000万円。この額が投資的経費であります。

続いて、執行予算の説明に入ります。7ページをごらんください。歳入でございます。

まず、9款地方交付税でございますが、今回震災復興特別交付税を3億990万円追加補正いたします。町長説明で申し上げましたけれども、復興交付金事業の今回5つの事業を歳出予算に盛り込まれてございますけれども、その事業の補助裏の財源としまして積算いたしましたところ3億990万円という額になりましたので、この額を償還として計上してございます。

次に、13款国庫支出金の国庫補助金、総務費国庫補助金に今回東日本大震災復興交付金として計上してございます。額は8億7,100万円ほどでございますが、これは第9回の復興交付金として配分額が決定されましたので、それを計上いたしました。これで、9回までの交付総額といたしますと719億円になります。この額が国からいただいてございます。

次に県支出金の県補助金で農林水産業費補助金、被災地域農業復興総合支援事業交付金として2億6,681万4,000円計上してございます。歳出でご説明申し上げますけれども、圃場整備に係る機械整備とか施設整備の財源となります。一度この額を地域復興基金へ全額積み立てまして、それを後に基金からの繰り入れとして吐き出してございます。

17款繰入金、まず基金繰入金に復興交付金基金繰入金6億7,588万1,000円。復興交付金につきましては、ご承知のとおり一度歳出予算で全額国から来た金を積み立てますけれども、必要に応じ繰入金から予算に戻すといった仕組みでございます。今回国で入ってきている部分につきましては、本年度のみならず平成27年度分の財源としても先に頂戴してございますの

で、一度全額交付金については基金に積み立てをしてございます。

同様に、地域復興交付金繰入金としても2億7,681万4,000円繰り入れてございますけれども、必要な事業に繰り入れているわけでございます。

諸収入、雑入で農林水産業費雑入442万8,000円、説明欄に二酸化炭素吸収量売り払い収入でございます。これはNTTドコモが事業主体でございますけれども、CO₂の削減に応じて町に売り払い収入を頂戴している内容でございます。1トン当たり1万円という積算のもとに今回410トンでございますので、それに消費税を添加して442万8,000円の計上でございます。

9ページをごらんください。歳出でございますが、1件250万円以上の工事関係の施行箇所につきましては議案関係参考資料31ページに記載してございますのであわせてご参照いただきたいと思っております。まず、5款農林水産業費の2目林業振興費フォレストック管理登録委託料と25節積立金に緑豊かで活力あるふるさと創造基金としてございます。積立金につきましては、歳入でご説明申し上げました二酸化炭素吸収量の売り払い収入分全額この基金に積み立てする内容でございます。積み立て後の現在高の予定では、3,900万円を見込んでございます。

12款復興費1項復興総務費1目復興管理費の積立金として復興交付金基金、歳入で入ってきた財源を一度この基金に全額積み立てます。基金としての現在高は236億2,000万円になります。

2目地域復興費委託料1,000万円ということで復興まちづくり会社設立庁舎業務委託料を計上してございます。行政報告等で説明した内容でございます。

積立金に2億6,681万4,000円、歳入でご説明申し上げましたけれども、被災地域農業復興総合支援事業として入ってきた県の財源を一度この基金に全額積み立てます。なお、地域復興基金の現在高でございますけれども、11億4,000万円ほどになるかと思います。

12款3項復興農林水産業費水産業共同利用施設復興整備事業費として全体で6億5,740万円計上してございます。13節と15節それぞれございますけれども、小森地区にありますシロサケふ化場の建設工事に係る事業費でございます。事業内容でございますけれども、管理棟、資材庫、外構、排水槽、飼育池、その事業を計上してございます。内容でございます。

3目漁業集落防災機能強化事業として9,330万円調査費を計上してございます。今回は、漁業集落として平磯、袖浜、林大久保地区、大きく3地区になります平磯、袖浜、林大久保地区に係る調査費を計上させていただきました。

5目被災地域農業復興総合支援事業でございます。15節工事請負費と18節備品購入費合わせ

て3億5,580万円でございますけれども、地域につきましては板橋、泊浜、在郷、西戸川、田表、これらの地区に係る農業関係施設ということで穀類の乾燥施設とか水稻の育苗ハウス等の施設整備を行うものでございます。備品購入につきましてはトラクター、田植え機、多目的作業機等の購入を予定してございます。

12款5項復興教育費で学校施設環境改善事業費で13節と15節合わせて1億3,260万円計上してございますけれども、これは志津川中学校に係る大規模改修に係る経費でございます。内容でございますけれども、中学校の屋根、内壁、外壁、天井材の落下防止工事を行います。校舎のみならず校舎と屋内運動場、柔剣道場の施設整備をあわせて行う予定でございます。

11ページをごらんください。12款6項復興効果促進費10目観光資源発掘PR事業費として委託料1,500万円計上してございます。説明欄には、外国人観光客受け入れ体制整備事業委託料とございます。これは効果促進事業を使いまして、町の新たな観光戦略として交流人口の増大を図るためにターゲットを国内のみならずアジア圏域に誘客のプロモーションを実施するために計上いたしました。さしずめ、台湾を中心に該当のプロモーションとか現地旅行代理店との意見交換を行う、それらの一切の経費を計上してございます。

予備費につきましては財源調整のため250万円減額といたしております。

以上、細部説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） お諮りいたします。

議案第97号につきましては、東日本大震災対策特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、議案第97号は東日本大震災対策特別委員会に付託することに決しました。

それでは、東日本大震災対策特別委員会終了まで本会議を休会いたします。

午後 2時55分 休憩

午後 3時54分 開議

○議長（星 喜美男君） 本会議を再開いたします。

お諮りいたします。間もなく4時を報ぜんとしておりますが、時間延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、全日程終了するまで時間延長いたします。

暫時休会をいたします。特別委員会終了まで休会をいたします。

午後 3時54分 休憩

午後 5時35分 開議

○議長（星 喜美男君） それではおそろいですので、東日本大震災対策特別委員会開催のために休会しておりました本会議を再開いたします。

お諮りいたします。ただいま東日本大震災対策特別委員会委員長から東日本大震災対策特別委員会報告が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。東日本大震災対策特別委員会報告を追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 東日本大震災対策特別委員会報告

○議長（星 喜美男君） 追加日程第1、東日本大震災対策特別委員会報告の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件についての委員長報告は議長を除く議員全員による特別委員会であり、お手元に報告書が配付されておりますので、会議規則第41条第3項の規定によって省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。以上で、東日本大震災対策特別委員会の委員長報告を終わります。

日程第11 議案第97号 平成26年度南三陸町一般会計補正予算（第3号）

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第97号平成26年度南三陸町一般会計補正予算を議題といたします。

本案については、東日本大震災対策特別委員会における委員長報告がなされております。これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）ないようでありますので、

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。「なし」の声あり) なければこれをもって討論を終結いたします。

これより、議案第97号を採決いたします。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(星 喜美男君) ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議発第3号 女川原子力発電所の安全性に対する検討委員会の設置を求める意見書の提出

○議長(星 喜美男君) 日程第12、議発第3号女川原子力発電所の安全性に対する検討委員会の設置を求める意見書の提出についてを議題といたします。

職員をして本議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長(星 喜美男君) 提出者の説明を求めます。三浦清人君。

○14番(三浦清人君) 原発の再稼働に関する安全性に関する検討委員会の設置を求める案であります。

ただいま事務局朗読したとおりでございますので、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(星 喜美男君) 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。「なし」の声あり) ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。「なし」の声あり) なければこれをもって討論を終結いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(星 喜美男君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成26年第8回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変遅くまでご苦労さまでございました。

午後 5 時 4 0 分 閉会